２　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

一　法第十四条の三第一項及び第二項の規定による権限

二　法第二十条第六項の規定による権限（型式証明保有者等であつて同条第一項の能力について同項の認定を受けたものの又は同項第二号の能力について同項の認定を受けた者に係るものを除く。）

三～七　（略）

第二百四十二条　次の表の上欄に掲げる権限は、同表の下欄に掲げる地方航空局長、空港事務所長又は空港出張所長が行う。

一～三　（略）	（略）
四　第二百四十条第一項第三号の三から第三号の六まで、第八号の二、第八号の三、第二十四号の四、第二十四号の六、第二十四号の七、第二十七号の三、第四十九号から第五十二号の三まで、第五十九号、第六十号の二から第六十号の八まで及び第六十一号から第六十三号までの権限並びに同項第六十五号の権限（第二百三十八条の表十の項に係る届出の受理に係るものに限る。）	（略）
五～十一　（略）	（略）

第11号様式（第20条関係）（日本産業規格Ａ４）

型　式　設　計　変　更　申　請　書

国土交通大臣　　殿

収入印紙

年　　月　　日

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称　　㊞

下記の航空機について、型式設計を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

（表　略）

注　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第11号の２様式（第23条関係）（日本産業規格Ａ４）

追　加　型　式　設　計　承　認　申　請　書

国土交通大臣　　殿

収入印紙

年　　月　　日

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称　　㊞

下記の航空機について、追加型式設計承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

（表　略）

注　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

２　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

一　法第十四条の三第一項及び第二項の規定による権限

二　法第二十条第六項の規定による権限

三～七　（略）

第二百四十二条　次の表の上欄に掲げる権限は、同表の下欄に掲げる地方航空局長、空港事務所長又は空港出張所長が行う。

一～三　（略）	（略）
四　第二百四十条第一項第三号の三、第八号の二、第八号の三、第二十四号の四、第二十四号の六、第二十四号の七、第二十七号の三、第四十九号から第五十二号の三まで、第五十九号、第六十号の二から第六十号の八まで及び第六十一号から第六十三号までの権限並びに同項第六十五号の権限（第二百三十八条の表十の項に係る届出の受理に係るものに限る。）	（略）
五～十一　（略）	（略）

第11号様式（第20条関係）（日本産業規格Ａ４）

型　式　設　計　変　更　申　請　書

国土交通大臣　　殿

年　　月　　日

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称　　㊞

下記の航空機について、型式設計を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

（表　略）

注　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第11号の２様式（第23条関係）（日本産業規格Ａ４）

追　加　型　式　設　計　承　認　申　請　書

国土交通大臣　　殿

年　　月　　日

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称　　㊞

下記の航空機について、追加型式設計承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

（表　略）

注　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。